

石垣市職員倫理条例運用状況報告

この条例は、職員の職務の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的としています。

職員倫理に関する運用状況について報告いたします。

【期間：平成29年2月1日～平成30年2月1日】

1. 倫理条例等の周知及び保持等に関する施策について

(1) 平成29年4月24日

職員の連休における厳正な服務規律の確保等について（通知）

(2) 平成29年8月18日

職員の厳正な服務規律の確保等について（通知）

(3) 平成29年9月22日

綱紀の厳正な保持について（通知）

(4) 平成29年10月5日

衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について（通知）

(5) 平成29年12月12日

職員の年末年始における綱紀の厳正な保持について（通知）

(6) 平成30年2月1日

石垣市長選挙及び石垣市議会議員補欠選挙における職員の服務規律の確保について（通知）

以上、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保等については、機会あるごとに注意を喚起し、周知徹底を図っており、通知においては、倫理条例の概要と届出事項について周知を図っております。

2. 石垣市職員倫理審査会

平成30年2月6日（火）午後2時 ・ 庁議室